

自己判定方式による罹災証明書の申請について

自己判定方式とは

災害により受けた被害が屋根の一部などの軽微な場合に、被災者自身が判定結果を『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合 10%未満）とすることに同意する場合の判定方法です。

撮影していただいた写真により判定するため、現地調査を省略し、比較的短期間で罹災証明書を交付することができます。

なお、撮影いただいた写真から被害状況が確認出来ない場合には、現地調査を実施し、判定となります。

※自己判定方式の対象となる被害事例は以下のとおりです。

- 事例)・台風や地震による屋根瓦や雨どいが一部破損、ずれ
- ・台風や大雨による床下浸水（フローリングや畳が浸水していない）
 - ・地震による外壁や基礎が一部破損、ひび割れ
 - ・地震による天井や内壁のクロスが一部破損、ひび割れ
 - ・地震による床の一部に隙間が空いた

【希望される方は以下についてご確認ください】

・被害判定結果が『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合 10%未満）となることに同意すること

・被害箇所が確認できる写真を用意すること

※被害を受けた住家の全景写真（できれば 4 方向）と被害箇所の拡大写真

・下記「同意欄」を記載の上、罹災証明書申請時に必要書類と併せて、本書類を提出すること

同意欄

大洲市長 様

私は、自己判定方式に同意の上、希望します。

令和 年 月 日

氏 名 _____